

○太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成25年3月28日

規則第15号

太宰府市議会政務調査費の交付に関する規則(平成13年規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年条例第17号。以下「条例」という。)第8条及び第12条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、政務活動費交付申請書(会派)(様式第1号)を毎年度4月20日までに議長を経て市長に提出しなければならない。ただし、改選後、新たに結成された会派で政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、政務活動費交付申請書(会派)を会派結成後、速やかに議長を経て市長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けようとする会派に所属しない議員は、政務活動費交付申請書(議員)(様式第2号)を毎年度4月20日までに議長を経て市長に提出しなければならない。ただし、改選後、政務活動費の交付を受けようとする会派に所属しない議員は、政務活動費交付申請書(議員)を速やかに議長を経て市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請内容に変更が生じたときは当該会派の代表者は、政務活動費交付変更申請書(会派異動)(様式第3号)を速やかに議長を経て市長に提出しなければならない。

4 年度の途中において、新たに会派を結成し政務活動費の交付を受けようとする当該会派の代表者又は会派に所属しなくなった議員で政務活動費の交付を受けようとするものは、政務活動費交付申請書(会派)又は政務活動費交付申請書(議員)を、会派が結成された日又は会派に所属しない議員となった日の属する月の翌月20日までに議長を経て市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条の規定に基づく交付申請を受理したときは、政務活動費の額

を決定し、政務活動費交付額決定通知書(様式第4号)を議長を経て会派の代表者又は会派に所属しない議員に通知するものとする。

(概算払請求)

第4条 政務活動費の交付決定を受けた会派の代表者又は会派に所属しない議員は、速やかに議長を経て市長に政務活動費概算払請求書(様式第5号)を提出するものとする。

(疑義に対する協議)

第5条 市長は、条例第6条の規定に疑義が生じたときは、議長と協議をして政務活動費を充てることができる経費の範囲内かどうか決定するものとする。

(収支報告書の提出)

第6条 会派の代表者又は会派に所属しない議員は、政務活動費収支報告書(様式第6号。以下「収支報告書」という。)を作成し、議長を経て市長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、当該政務活動費が交付された年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派の代表者又は会派に所属しない議員が次の各号の一に掲げる事由に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該事由が発生した日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(1) 議会が解散したとき。

(2) 会派が解散したとき(会派に所属しない議員を除く。)

(3) 会派に所属しない議員が会派に所属する議員となったとき(会派の代表者を除く。)

(4) 議員でなくなったとき(会派の代表者を除く。)

(政務活動費の返還の時期)

第7条 条例第4条第3項及び第4項並びに第5条第2項並びに第9条第1項の規定に基づく返還の時期については、市長が命じた日から起算して30日以内とする。

2 条例第5条第3項の規定に基づく返還の時期については、会派に所属しない議員が議員でなくなった日から起算して30日以内とする。

3 条例第9条第2項の規定に基づく返還の時期については、収支報告書の提出期限から起算して10日以内とする。

(会計帳簿等の整理保管)

第8条 会派の代表者又は会派に所属しない議員は、政務活動費の収支に関する会計帳簿、領収書等の関係書類を整理保管するものとし、収支報告書と併せて議長を経て市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の運用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

太宰府市長 殿

会 派 名 _____

代表者氏名 _____ 印

政務活動費交付申請書(会派)

太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項又は第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会派名

2 会派結成年月日 年 月 日

3 代表者氏名

4 経理責任者名

5 交付申請額 _____円 (年度分)

6 所属議員数 人

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

太宰府市長 殿

議員氏名 _____ 印

政務活動費交付申請書(議員)

太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項又は第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円 (_____ 年度分)

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

太宰府市長 殿

会 派 名 _____

代表者氏名 _____ 印

政務活動費交付変更申請書(会派異動)

太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動の内容

区分	新	旧	異動年月日
会派名			
代表者氏名			
経理責任者名			
所属議員 (別添名簿のとおり)			
交付申請額 (年度分)	円	円	

※変更がある箇所のみ記入すること。

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

(会派名)

(代表者氏名)

(議員氏名)

様

太宰府市長

印

政務活動費交付額決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費について、下記のとおり交付することに決定したので、太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

1 会派名

2 代表者氏名又は議員氏名

3 年度政務活動費交付決定額 _____円

ただし、年 月分～ 年 月分

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

太宰府市長 殿

会派名 _____

代表者氏名 _____ 印

又は議員氏名 _____ 印

政務活動費概算払請求書

太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____円 年 月分～ 年月分
(会派請求の場合、所属議員数 人)

2 所属議員氏名(会派請求の場合) 別紙のとおり

3 振込先

金融機関名	銀行 農協		支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

様式第 6 号(第 6 条関係)

年 月 日

太宰府市長 殿

会派名 _____

代表者氏名 _____ 印

経理責任者名 _____ 印

又は議員氏名 _____ 印

政務活動費収支報告書

太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 6 条の規定に基づき、
下記のとおり提出します。

記

1 収 入 政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

3 収支差引額 _____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

様式第4号(第3条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第6条関係)